

◎新潟県訓令第11号

福祉保健部生活衛生課
 地域振興局
 中央福祉相談センター
 工業技術総合研究所

地域振興局等の職員の兼務及び兼職に関する規程（平成16年3月新潟県訓令第20号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>福祉保健部生活衛生課 地域振興局 中央福祉相談センター <u>工業技術総合研究所</u></p> <p>（兼務） 第1条（略） 2～6（略） 7 <u>工業技術総合研究所総務課総務系の事務を命ぜられた職員及び工業技術総合研究所技術統括センターの事務を命ぜられた職員（研究主幹及びリーダー・ナノテク研究室の事務を命ぜられた職員を除く。）は、工業技術総合研究所下越技術支援センターに兼務を命ぜられたものとする。</u> 8 <u>工業技術総合研究所の各技術支援センター（下越技術支援センターを除く。）の事務を命ぜられた職員（技術支援センター長及び事務職員を除く。）は、工業技術総合研究所に兼務を命ぜられたものとする。</u></p>	<p>福祉保健部生活衛生課 地域振興局 中央福祉相談センター</p> <p>（兼務） 第1条（略） 2～6（略）</p>